

松前町告示 4 2 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物の実施処理計画を定めたので、松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 2 年 4 月 1 日

松前町長 白 石 勝 也

平成 2 2 年度一般廃棄物処理実施計画について

1. 処理計画区域
松前町全域とする。
2. 処理する一般廃棄物の種類
 - (1) 一般家庭から排出される一般廃棄物及び犬、猫等の死体
 - (2) 一般家庭から排出するし尿及び浄化槽汚泥
 - (3) 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物
3. 一般廃棄物の排出抑制、資源化計画
 - (1) 分別排出の徹底による資源化の促進
 - (2) ごみの排出抑制、資源化に対する意識の啓発
 - (3) ごみ減量化・資源化対策事業による減量化、資源化の促進
 - (4) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画作成等によるごみの減量、再利用の促進
4. 排出方法及び種類別収集方法
 - (1) 家庭から排出する一般廃棄物(ごみ)

委託業者

| 一般廃棄物処理(ごみ収集)委託業者 | | 委託区域 |
|--------------------------|-----------------------|------------------|
| 「松前公益商会有限公司」 代表者：神野理恵 | 住所：松前町大字北黒田 5 8 6 - 1 | 松 前 校区 |
| 「株式会社みずほ工業」 代表者：加納清恵 | 住所：松前町大字東古泉 3 4 1 - 6 | 北伊予 岡 田 校区 |

※ ごみは、別表 1 のとおり分別し、町が決めている曜日と時間を守って、居住する区域で定められた家庭系一般廃棄物集積場所へ排出する。ただし、年末年始(12月31日～1月3日)は収集を休みとする。

また、家庭系一般廃棄物集積場所を利用する者は、当該場所を清掃するなど清潔を保つように努める。

(2) 犬、猫等の死体

庭に埋める、民間の霊園に依頼する、伊予地区清掃センター(三秋焼却場)への持ち込み等の自己処理、または、状況により町が収集をする。

(3) し尿及び浄化槽汚泥

ア し尿・浄化槽汚泥

松前清掃協同組合が調整し、一般廃棄物処理(し尿・浄化槽汚泥)許可業者が収集する。

イ 許可業者

| 一般廃棄物処理(し尿・浄化槽汚泥)許可業者 | | 許可区域 |
|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 「第一衛生社」 代表者：加納祥恵 | 住所：松前町大字筒井 5 5 0 - 1 | 松前町 全域 |
| 「大塚衛生設備」 代表者：大塚修仁 | 住所：松前町大字浜 1 1 4 7 - 5 | |
| 「瀬戸衛生社」 代表者：加納太郎次 | 住所：松前町大字筒井 3 8 7 - 5 | |
| 「松前衛生社」 代表者：永井高司 | 住所：松前町大字北黒田 7 5 5 - 7 | |

(4) し尿・浄化槽汚泥の収集体制の見直し

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、当面は松前清掃協同組合を構成する許可業者 4 社によって行うこととする。将来的には、公共下水道整備事業の進展によって、し尿・浄化槽汚泥の減少が見込まれるため、許可業者に経営の合理化を促し、収集量に応じたし尿処理体制の見直しを図る。

(5) 浄化槽清掃許可業者

し尿・浄化槽汚泥許可業者に同じ

(6) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物

分別の徹底及び減量化、資源化を図り事業者が自ら処理するほか、自ら処理できない場合には、一般廃棄物処理(許可)業者が事業者の申込みにより、その都度収集する。但し、これにかかる費用は事業者が負担する。

(7) 一時大量ごみ

引越し、大掃除等で一日の排出量が 1 5 kg を超えるごみは、再利用、

減量化を図るほか、排出者が自ら処理できない場合は、一般廃棄物処理(許可)業者が排出者の申込みにより、その都度収集する。但し、これにかかる費用は排出者が負担する。

(8) 排出禁止物

排出者が自ら処理するか、専門業者又は購入店等に引取りを依頼する。但し、これにかかる費用は排出者が負担する。

ア 適正処理困難物

リヤカー、バイク、タイヤ、スプリングマットレス、農業用ビニール、大型金属塊等

イ 危険性のあるもの

消火器、ガスボンベ類、廃火薬類、医療廃棄物等

ウ 有害性のあるもの

農薬、毒劇物、溶剤、廃油等

エ 他の法令で処理方法が定められているもの

テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、自動車等

オ 産業廃棄物に分類されるもの

建築廃材、がれき類、汚泥、焼却灰等

5. 処分の方法

(1) し尿及び浄化槽汚泥

伊予市松前町共立衛生組合「塩美園」において処分する。

(2) 可燃ごみ

伊予地区清掃センター(三秋焼却場)にて焼却処分する。

(3) 缶類、びん類、金属類、ペットボトル、プラスチック類、紙類、古着・古布類、せんてい枝・枯葉・雑草は、町が委託した業者が選別、整理し資源化を図る。

(4) 有害ごみ

町が委託した業者が選別、整理し、蛍光灯等水銀を含む恐れのあるもの及び乾電池(一次電池)は適正処理業者に資源化処理を委託する。その他のごみはオオノ開発(株)東温処分場において最終処分する。

(5) 廃食用油

(株)ダイキアックスに売却し再資源化(BDF)を図る。

(6) 粗大ごみ

町が委託した業者が選別、整理し、可燃物は伊予地区清掃センター(三秋焼却場)にて焼却処分する。資源物は町が委託した業者が資源化を図る。その他のごみはオオノ開発(株)東温処分場において最終処分する。

(7) 埋立ごみ

町が委託した業者が選別、整理し、可燃物は伊予地区清掃センター(三秋焼却場)にて焼却処分する。資源物は町が委託した業者が資源化を図る。その他のごみはオオノ開発(株)東温処分場において最終処分する。

別表 1

収集区分・収集曜日・排出方法（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

| 収集区分 | 収集曜日 | | 排出方法 |
|--------------------------|------------|----------|---------------------------------------|
| | 松前校区 | 北伊予・岡田校区 | |
| 可燃ごみ | 毎週月・木曜日 | | 町が指定するごみ袋「可燃ごみ指定袋」で排出する。 |
| 紙類 (新聞・段ボール・紙パック・雑誌類) | 第1・第3火曜日 | | 品目ごとに十文字にひもをかけて排出する。 |
| びん類 | 第2土曜日 | | 無色または白の半透明の袋で排出する。 |
| かん類 | 第1・第3土曜日 | | |
| 金属類 | 第4土曜日 | | |
| 埋立ごみ | 第4火曜日 | | |
| 古着・古布類 | 第2火曜日 | | |
| ペットボトル | 第1金曜日 | 第1水曜日 | |
| プラスチック類 | 毎週水曜日 | 毎週金曜日 | |
| 有害ごみ・乾電池 | 第3金曜日 | 第3水曜日 | |
| せんてい枝 枯葉・雑草 | 第2・4金曜日 | 第2・4水曜日 | |
| 廃食用油 | 拠点回収（自己排出） | | |
| 粗大ごみ | 戸別収集 | | はがきで申込み、町が指定する収集日に粗大ごみシールを貼り自宅前に排出する。 |

別表 2

ごみ量・処理形態（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

| 収集方法 | 区分 | 排出量 | 処理形態等 | |
|------|----------------|--------|-------------------------------------|--------------------------------|
| | | | 中間処理 | 最終処分 |
| 委託収集 | 可燃ごみ | 5,090t | 伊予地区ごみ処理施設 管理組合立 「伊予地区清掃センター」 | オオノ開発（株） |
| | プラスチック類 | 334t | 松山容器（株） | 新日本製鐵（株） |
| | ペットボトル | 74t | 松山容器（株） | 西日本ペットボトルリサイクル（株） （株）帝松サービス |
| | 紙類 | 557t | （株）カネシロ | 大王製紙（株） |
| | びん類 | 253t | 松山容器（株） | （株）長谷川商店 （株）エコシティ |
| | かん類 | 61t | 松山容器（株） | 金城産業（株） 四国アルミ（株） |
| | 有害ごみ・ 乾電池 | 9t | 松山容器（株） | JFE 環境（株） |
| | 金属類 | 37t | 松山容器（株） | 金城産業（株） 四国アルミ（株） 大西商店 |
| | 埋立ごみ | 459t | 松山容器（株） | オオノ開発（株） 金城産業（株） |
| | 古着・古布類 | 108t | （株）カネシロ | （有）田代商店 |
| | せんてい枝 枯葉・雑草 | 653t | （有）あぐり | （有）あぐり |
| | 廃食用油 | 2t | （株）ダイキアクシス | （株）ダイキアクシス |
| | 粗大ごみ | 157t | 松山容器（株） | オオノ開発（株） 今治加工（株） 金城産業（株） |

| | | | |
|----------|-------|--------|-------------------|
| 許可 収集 | し尿 | 5,347t | 伊予市松前町共立衛生組合「塩美園」 |
| | 浄化槽汚泥 | 7,415t | |